

企業価値担保権に対する長野県企業の意識調査

新しい資金調達の選択肢「企業価値担保権」、 長野県企業の認知度は3割強にとどまる

～長野県企業の3社に1社が、企業価値担保権に対し『活用意向あり』～

不動産担保や経営者保証などによらない資金調達の新たな選択肢になり得る企業価値担保権。

事業者の将来キャッシュフローや無形資産を含む事業全体を担保として有形資産の乏しいスタートアップや、経営者保証により事業承継や思い切った事業展開を躊躇している事業者などの資金調達を円滑にすることで企業の活性化が期待される。加えて、金融機関によるタイムリーな経営改善、資金繰り支援の動きが加速しそうだ。

企業価値担保権の創設などを骨子とする「事業性融資の推進等に関する法律」は、2024年6月に公布され、成立から2年半以内に施行が予定されている。

そこで、帝国データバンク長野支店は、企業価値担保権に対する長野県企業の見解を調査した。本調査は、TDB 景気動向調査 2024年9月調査とともにを行った。



※ 調査期間は2024年9月13日～30日、調査対象は長野県内の608社で、有効回答企業数は287社（回答率47.2%）。全国は2万7,093社で、有効回答企業数は1万1,188社（回答率41.3%）

調査結果（要旨）

1. 企業価値担保権の認知度は3割強、「知らない」企業は54.0%と半数以上に
2. 長野県企業の3社に1社が、企業価値担保権に対し『活用意向あり』
3. 活用する理由、「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたい」が79.4%で最多
4. 活用しない理由、企業の47.8%が現在利用している融資手法で充足しているため

1. 企業価値担保権の認知度は3割強、「知らない」企業は54.0%と半数以上に

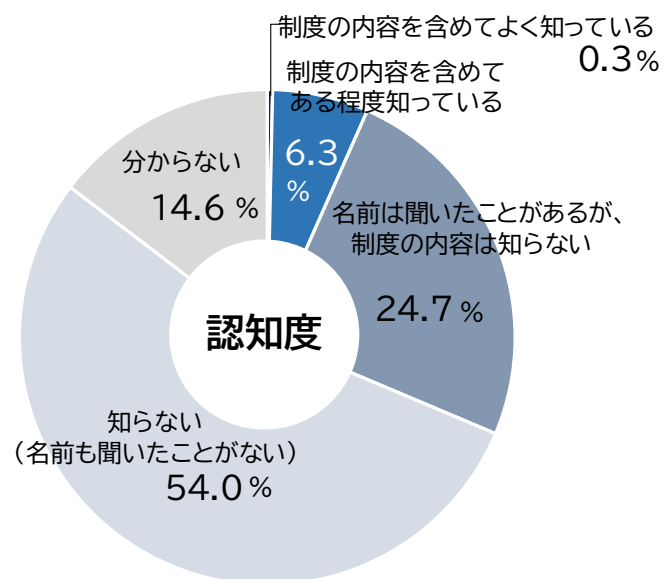
企業価値担保権の認知状況について長野県企業に尋ねたところ、「制度の内容を含めてよく知っている」が0.3%にとどまったほか、「制度の内容を含めてある程度知っている」(6.3%)、「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」(24.7%)も低水準となり、これらを合わせた認知度は31.4%にとどまった。

他方、「知らない(名前も聞いたことがない)」とする企業は54.0%と半数以上にのぼった。

全国と比べ、長野県企業は「制度の内容を含めてよく知っている」(全国0.5%)は0.2pt下回った一方で、「制度の内容を含めてある程度知っている」(同5.3%)は1.0pt、「名前は聞いたことがあるが、制度の内容は知らない」(同22.4%)は2.3ptとそれぞれ上回り、認知度は長野県が全国(28.3%)を3.1pt上回った。都道府県別では、香川県と並んで6番目に認知度が高かった。

また、企業価値担保権を「知らない(名前も聞いたことがない)」割合を従業員数別にみると、「301人以上」の企業では33.3%であった。しかし、従業員の規模が小さいとその割合は高まり、「6~20人」(60.0%)、「5人以下」(62.3%)の企業では6割を超えた。

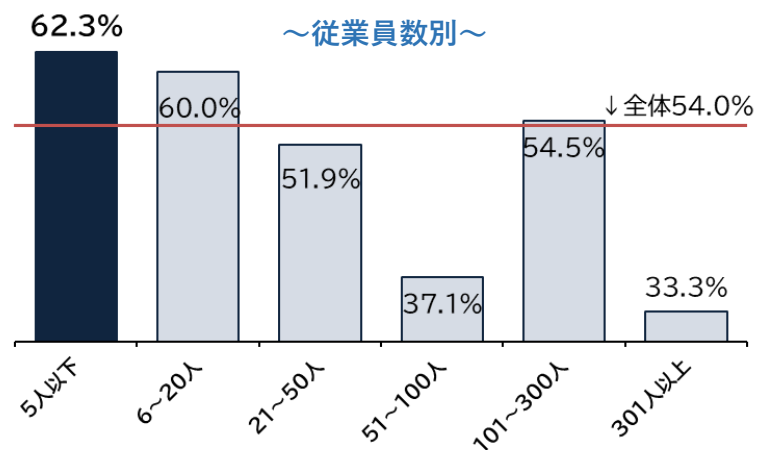
企業価値担保権の認知度



注1:母数は、有効回答企業287社

注2:小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

企業価値担保権を「知らない」割合 ~従業員数別~



2. 長野県企業の3社に1社が、企業価値担保権に対し『活用意向あり』

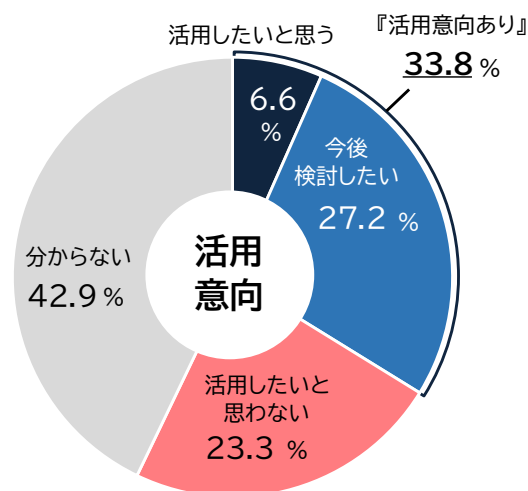
自社において金融機関から融資を受ける際に、企業価値担保権を活用したいか長野県企業に尋ねたところ、「活用したいと思う」は6.6%、「今後検討したい」は27.2%となり、両者を合計した『活用意向あり』とする企業は33.8%だった。

他方、「活用したいと思わない」は23.3%で、活用に向きな企業は否定的な企業を10.5pt上回った。

ただし、「分からない」が42.9%となり、活用意向について、現時点では多くの企業で判断がつかない様子もうかがえた。

全国と比較して、長野県企業は「活用したいと思う」（全国3.8%）は2.8pt、「今後検討したい」（同22.9%）は4.3pt、合計した『活用意向あり』（同26.7%）は7.1ptそれぞれ上回った。他方、「活用したいと思わない」（同26.7%）は3.4pt、「分からない」（同46.6%）は3.7pt下回った。都道府県別では、福島県、青森県に次いで、3番目に『活用意向あり』とする企業が多く、企業価値担保権活用に対する前向きさがうかがえた。これは、行政の施策に肯定的に対応する長野県企業が多いことが要因のひとつとみられる。

企業価値担保権の活用意向



注1:母数は、有効回答企業287社

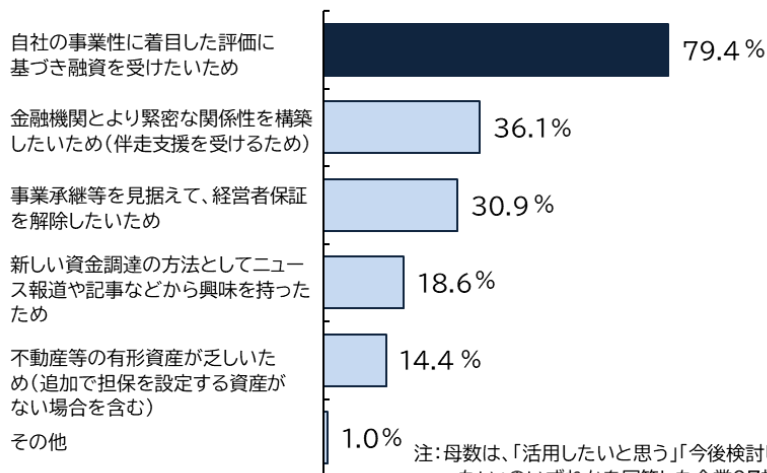
注2:小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とはならない

3. 活用する理由、7割を超える企業で「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたいため」

企業価値担保権を活用する意向のある長野県企業に対して、その理由を尋ねたところ、「自社の事業性に着目した評価に基づき融資を受けたいため」とする企業が79.4%（全国66.2%）と7割を超えトップとなった（複数回答、以下同）。

以下、「金融機関とより緊密な関係性を構築したいため（伴走支援を受けるため）」36.1%（同35.0%）と、「事業承継等を見据えて、経営者保証を解除したいため」30.9%（同31.3%）が3割台で続いた。上位3社の順番は全国と同じであった。

企業価値担保権を活用する理由（複数回答）



注:母数は、「活用したいと思う」「今後検討したい」のいずれかを回答した企業97社

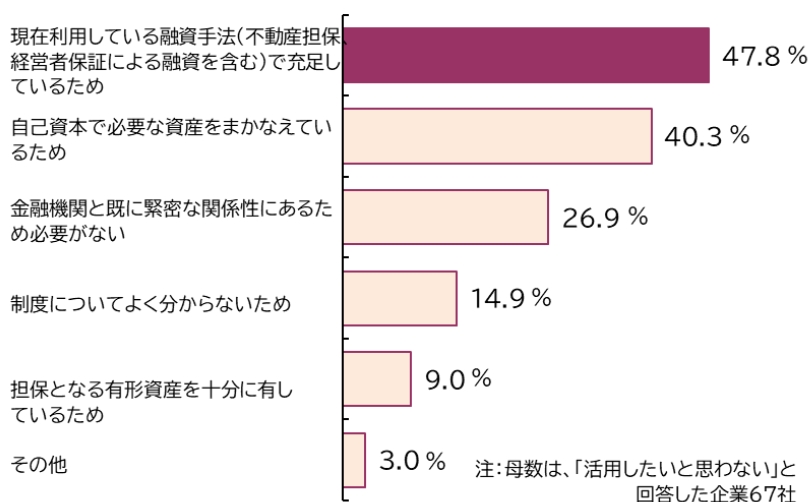
4.活用しない理由、企業の47.8%が「現在利用している融資手法で充足しているため」

企業価値担保権を活用したいと思わない長野県企業に対して、その理由を尋ねたところ、「現在利用している融資手法（不動産担保、経営者保証による融資を含む）で充足しているため」とする企業が47.8%で最も高くなった（複数回答、以下同）。

以下、「自己資本で必要な資産をまかなえているため」が40.3%、「金融機関と既に緊密な関係性にあるため必要がない」が26.9%と続いた。

全国では、「自己資本で必要な資産をまかなえているため」が40.8%で最も高く、「現在利用している融資手法（不動産担保、経営者保証による融資を含む）で充足しているため」が36.4%、「金融機関と既に緊密な関係性にあるため必要がない」が26.7%で続いた。

企業価値担保権を活用しない理由（複数回答）



まとめ

本調査の結果、現時点では企業価値担保権を「知らない」長野県企業が半数以上を占め、調査を通じて初めて知った企業も少なくなかった。その一方で、しっかりと制度の内容を理解している企業は1%にも満たず、名称を知っている企業を含めても認知度は3割強に過ぎなかった。

また、活用に関しては、活用意向のある長野県企業が3社に1社程度、活用したいと思わない企業は4社に1社程度となり、活用に向き企業は全国に比べ多かった。ただし、「分からない」とする企業が4割以上にのぼり、多くの企業で現時点では判断がつかない様子もうかがえた。

活用の意向がない企業においては、現在の資金調達の手法で十分に間に合っている点や、自己資本でまかなえている点、金融機関と既に緊密な関係性にあるなどの認識に加え、そもそも制度についての情報が十分に伝わっていないという点も活用しない理由にあげられた。

一方で、活用意向のある企業からは、「自社の事業性の評価を得たいため」や、「金融機関と親密な関係を築くため」、「事業承継を見据え経営者保証を解除するため」といった理由が活用の後押しになっていた。

現状、企業価値担保権は認知度が低く、多くの企業で金融機関の評価方法や具体的な事例がないことでどのようなメリット、デメリットがあるのか判断できないとの声もある。理解が進む企業からは前向きな意見も多く聞かれるが、新たな資金調達の手法として認知されていくためには、

行政や金融機関などが、まずは制度の仕組みや評価の仕方といった情報をより豊富に分かりやすく周知していくことが重要と言える。

調査先企業の属性

企業規模区分

中小企業基本法に準拠するとともに、全国売上高ランキングデータを加え、下記のとおり区分。

業界	大企業	中小企業(小規模企業を含む)	小規模企業
製造業その他の業界	「資本金3億円を超える」かつ「従業員数300人を超える」	「資本金3億円以下」または「従業員300人以下」	「従業員20人以下」
卸売業	「資本金1億円を超える」かつ「従業員数100人を超える」	「資本金1億円以下」または「従業員数100人以下」	「従業員5人以下」
小売業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員50人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員50人以下」	「従業員5人以下」
サービス業	「資本金5千万円を超える」かつ「従業員100人を超える」	「資本金5千万円以下」または「従業員100人以下」	「従業員5人以下」

注1: 中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として区分

注2: 中小企業基本法で中小企業に分類されない企業のなかで、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分

注3: 上記の業種別の全国売上高ランキングは、TDB産業分類(1,359業種)によるランキング

株式会社帝国データバンク 長野支店 担当：中澤 敏哉

TEL 026-232-1288 FAX 026-232-5383

当レポートの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。

当レポートはプレスリリース用資料として作成しております。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および転載を固く禁じます。